

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年9月19日（木）午前9時55分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 池田綱雄君  | 副委員長 | 厚地 覺君 |
| 委員  | 松枝正浩君  | 委員   | 愛甲信雄君 |
| 委員  | 木野田 誠君 | 委員   | 有村隆志君 |
| 委員  | 植山利博君  | 委員   | 蔵原 勇君 |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君 川窪幸治君 宮田竜二君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

|                            |        |                 |        |
|----------------------------|--------|-----------------|--------|
| 農林水産部長                     | 田島博文君  | 建設部長            | 猿渡千弘君  |
| 上下水道部長                     | 柿木安長君  | まちづくり調整監        | 池水清人君  |
| 下水道部参事兼管理課長                | 坂之上浩幸君 | 建設政策課長          | 川路和幸君  |
| 都市計画課長                     | 三島由起博君 | 水道工務課長          | 上小園伸一君 |
| 下水道課長                      | 池之上 淳君 | 福山副総合支所長兼市民生活課長 | 国師五寿美君 |
| 都市計画課課長補佐                  | 小松弘明君  | 建設政策課主幹         | 笛田純一君  |
| 水道工務課主幹                    | 下村英明君  | 下水道課主幹          | 池田康一郎君 |
| 水道工務課工務第1G長                | 丸山省吾君  | 水道工務課工務第2G長     | 小濱健一君  |
| 下水道課工務G長                   | 安田善郎君  | 福山市民生活課産業振興G長   | 古川勝巳君  |
| 都市計画課都市計画Gガラーガ管理課水道政策G主任主事 | 濱川吉博君  | 建設政策課政策G主査      | 米元利貴君  |
|                            | 関師聖士君  |                 |        |

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第60号 霧島市給水条例の一部改正について

議案第63号 霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について

議案第66号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

所管事務調査 地域高規格道路 北薩横断道路（鹿児島空港・野坂IC間）整備促進について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時55分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月10日の本会議で本委員会に付託になりました議案4件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 議案第66号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第66号、損害賠償の額を定め和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第66号、損害賠償の額を定め和解することについて御説明いたします。平成30年6月27日水曜日午後4時頃に、和解の相手方が本市福山町佳例川4614番1地先の農道前原線をトラクターで走行中、当該農道が地すべりを起こしたことに伴い、トラクターが転落し、和解の相手方が負傷及びトラクターが損傷したため、過失割合に応じてその損害を賠償し、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。治療費、慰謝料及び修理費用等の損害賠償額が140万2,211円となっておりますが、今回は、全て道路賠償責任保険の保険対象となっております。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長（厚地 覺君）

トラクターが走行中とありますが、トラクターが通るときに崩れたのですか。また、ここは強度が弱い所なのか、幅員はどのくらいなのか、詳しく聴かせてください。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

道路の状況ですが、福山の特徵というか、シラス台地で、雨で水分を含んだときには弱い状況の場所ではございます。道路幅員は約3mとなっております。

○副委員長（厚地 覺君）

転落したときの状況を詳しく聴かせてください。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

トラクターに乗っておりまして、路肩に寄ってしまっていて、そのまま路肩ごと地すべりが始まりまして、一回横転して、18m下に転落したと。トラクターも1回転していると。木切れ等がクッションになりまして、それで一命は取り留めたという状況でございます。転落の際、トラクターに本人は乗ったままでございます。もしトラクターから離れていたら、押しつぶされて亡くなっていた状況ではあると思いますが、トラクターのフレームで助かったような状態です。

○副委員長（厚地 覺君）

キャビン付きではなかったわけですね。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

キャビン付きではございません。

○副委員長（厚地 覺君）

トラクターは何馬力で、フレームというかガードはどのくらい歪んでいたのですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

馬力は、27馬力であったと思います。[17ページに訂正発言あり]トラクターの後ろにある鉄骨のフレーム自体は損傷しておりませんでした。

○委員（蔵原 勇君）

関連ですが、幅員が3mぐらいと。高さ的には大体10から20mぐらいのクッションのある所に落ちたということですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

そのとおりでございます。

○委員（蔵原 勇君）

先日も本人とお会いしたのですが、回復はされているけれど、まだ後遺症がどうこうと言われていました。賠償額も市の責任で、保険で約140万円支払うことになってはいますが、今後、後遺症が2年、3年後に出てきた場合、過失割合も100%市のほうにあるわけですので、そこ辺りについても十分、被害者の立場に立って配慮してもらえればよいのですが、その辺のところはどうですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

和解相手とは後遺症等も含めて、今回の和解に至った次第でございます。

○委員（蔵原 勇君）

分かりました。そして6月の事故ですけれども、現在は道路の復旧はしているのですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

崩れた所は、復旧が不可能でしたので、そのまま吹き付けをしまして、右側のほうに迂回をした道路として、昨年度、復旧したところでございます。

○委員（木野田 誠君）

損害賠償の内訳で修理代という形でトラクターの弁償がなされています。27馬力のトラクターで

あると大体300万円の購入価格になると思うのですが、トラクターを何年使ったかということもあらうと思いますが、60万9,000円、この辺の金額は保険の査定をされたのですけれども、トラクターを修理したのか、買い換えたのか、実際満足できる金額なのか、参考までに教えてください。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

トラクターの損傷ですが、買い換えはしていません。買って1年もたっていない新車でございました。ただ、どうしてもフロントローダーというバケットがついている状況がございます。それが少し曲がって支えになったと。後ろにアタッチメントが付いていまして、それもトラクターより大きい状況で、それが損傷して、その修理代という形と、トラクターの前面の修理代ということで、本体にはさほど影響がなかったということで、このような金額になっている状況でございます。

○委員（愛甲信雄君）

その後、市内の農道の総点検はされたのですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

こういう状況の箇所を点検は致しました。地域住民の協力をもらいながら、こういう危険な箇所がないか再度御連絡いただくよう、各関係機関をお願いしたところでございます。

○委員（松枝正浩君）

議案提案に至るまでの相手方との交渉回数はどのぐらいであったかお示してください。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

トータルで6回ほど和解相手と交渉した状況です。

○委員（木野田 誠君）

確認ですが、この農道は舗装した農道ですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

一部舗装していますが、その部分については舗装していなかった状況でございます。

○委員（愛甲信雄君）

そこは以前にここは危ないと指摘があった所ですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

指摘は地元からはございませんでしたが、安全対策等の必要性はあったのかなど。開設当時からそのような状況はあったということを確認しております。

○委員（愛甲信雄君）

部長にお聴きしますが、今後、そういう事故等が予想される所は点検し、改修、補強されるお考えでいらっしゃいますか。

○農林水産部長（田島博文君）

先ほど課長も申し上げたわけですが、市内全域の農道をくまなく管理、点検するのが、実際に難しい状況がございます。今回の件につきましても、事故後、聞き取りをしたところでは、地元の通行される方が、クラックが入ったりしていて、御自分たちで管理もしていただいていた状況

もあるようでございます。私どもとしては、御承知のとおり、中山間の事業であったり、多面的の事業であったりということで集落に一部お願いをしている状況もでございます。ただ、それだけで十分かという、確かに、委員が言われるとおりに不十分なところがございまして、今後について、各総合支所とも連携を深め、さらには集落の団体の方々等との連携も深めながら、実際使っている方々が一番御存知かなということで、そういう方々から意見をお伺いする機会を設けながら、全てにおいて舗装とか工事とか、事前にできるかと言うとなかなか厳しいところもあるのですが、危険防止の対策については講じなければいけないと思っております。

○委員（木野田 誠君）

農道ということで、6月27日という強い雨の後であったというような話も聞いたこともあるのですが、もう一つは、草が繁茂して、路肩がはっきり分からない場合もあるわけですよね。その辺は、この賠償金額の中に反映されていますか。

○農林水産部長（田島博文君）

先般、議案の質疑の中でもございましたけれども、今回は、国家賠償法第2条第1項に基づき、道路、河川、その他公の造営物の設置又は管理に瑕疵があったということで、賠償に依拠しているということでございます。設置及び管理の瑕疵とは、通常、有すべき安全性を欠いているということで、御説明の中でも防護柵等を設置していなかったなどの安全性も含めて、私どもに瑕疵があったという判断で、今回、道路賠償責任保険の適用と。委員がおっしゃっている路肩が分からないくらいの草が茂っていた状況もあったのかもしれませんが。それを含めて、安全防護柵の設置など、そういうもの等々がなされていなかったということで、市が100%の瑕疵があるという判断を下されて、今回の算定を保険のほうでされたようでございます。

○委員（植山利博君）

今、部長が詳しく説明されたように、国家賠償法に基づいて市に100%の責任があるということで、こういう賠償額になったということなんですけれども、この方はかねて、この道路をよく通られている方だというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

相手方の農地が1件しかございませんので、相手方が頻繁に通っている状況でございます。

○委員（植山利博君）

先ほどからの議論を聴いていまして、霧島市内をくまなく点検すれば、こういう箇所というのは相当多く見受けられると思っております。それで、かねてからその道路を良く通られている方が、先ほど、路肩に少し寄られてという説明をされました。路肩に少し寄り過ぎて、この事故が発生した要因もあるのではないかという想像もできるわけです。それで、この過失割合を100対0と判断されたのは保険の代理店なりが、公正な立場で判断をされたとは思いますが、このようなことが今後も十分起こりうる環境にあると思うのですが、そういう点についてはどのように思われていますか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

このような事故がないように、地元の地区自治公民館等々と連携をとりながら、パトロールを強化し、事故が起きないように、努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（植山利博君）

私が何を言いたいかというと、その道路をかねがね使われている方に対する啓発。この委員会でも、急傾斜地の崖の所のカーブが非常に危ないので防護柵を作る必要があるという所も何箇所か指摘をしたことがありますけれども、そういう場所も手当てがなかなか講じられないわけですよ。それは財源の問題があって、その全てを完璧に安全対策を行うということは不可能に近いというふうに私も思います。ですから、その道路を日々運行される方々に対しても、意識啓発をして、より安全な山側を通っていただけるような協力体制も啓発する必要があると思うのです。やはり路肩により過ぎたということ。それと雨の時期ですので路肩がシラス台地で水気を含んだときには弱いという認識の下に道路があるわけですよ。だから、利用する側もそういうかねてからの気配り、また市としてはそういう啓発が必要だと思うのですけれども、今後の取組はどのように考えられますか。

○農林水産部長（田島博文君）

委員がおっしゃるとおりだと思います。先ほどの答弁と重複するかと思うのですけれども、やはり、地元の方が通られて、その形状なり危険性というものはよく御存じだと思いますし、また先ほど言いました多面的であったり、中山間の事業であったりと、集落に維持管理の面で一部適用できるような補助金等も交付。もちろんそのために交付しているわけではないのですけれども、そういうものもあるわけですので、まずは地元で使われる方々と連携を深めていかなければ、こういう危険性を伴う所。例えば降雨であったり台風であったり、その都度、状況が違って来たり、通常、安全であっても、そのときの雨によって危険性が増すということも十分ございますので、啓発ももちろんですし、地元の皆さんと連携を深めながら、少しでも市民の皆様が安心安全に通行できるような体制をとっていければと思っております。先ほど申し上げましたけれども、各種団体、地元との連携を深めて、そういう啓発も逐次行っていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

幸いにして、命に別状がなかったからいいわけですがけれども。やはり災害と一緒に公助、自助、共助この辺をしっかりと啓発した上で、運行される方々も道路の安全な運行に配慮するような取組を今後も続けてほしいと求めておきます。

○委員（木野田 誠君）

先ほどからの議論の中で、幅員3mの農道であったということでもあります。この農道は舗装されてなかったとありますけれども、農道のランク、例えば1級2級といったランクがあるのかということと左側の路肩に少し寄って壊れたということでありましたけれども、この道路の壊れ方は、走行していたら急に道路が壊れて落ちたということです。目の前にはちゃんとした道路があったわけですが、急に乘ったら壊れたということでもあります。3mの幅の中でどのぐらいの所から崩落

したのか、そこを教えてください。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

被災延長といたしましては11m程度で幅が3mのうち2m程度が崩れたと。高さが約18mということであります。農道のランクにつきましては、一定要件農道という農道がございます。これは幅員4m以上の集落と集落を結ぶ道路で、農道台帳を整備しなければならない状況もございますが、その他につきましては、農道の台帳等があるものもあるのですが、名称だけ地籍図に載っているだけの農道でございます。

○委員（木野田 誠君）

最初の説明の中で、路肩に寄ったからという説明がありましたけれども、3mの道路で2m、三分の二が壊れたのであれば、路肩に寄ったからどうのこうのという問題ではないですよ。そういう意味からいうと、本人の名誉のためにも、そういう言葉は使われないほうがいいのではないかと私は思います。どうですか。

○農林水産部長（田島博文君）

委員のおっしゃるとおりだと思っております。付け加えますと、昨年6月19日から25日にかけて梅雨前線豪雨ということで激甚災害の指定を受けているわけですが、その直後に起こった事故ということで、恐らくは先ほどから出ていますとおり、シラスの中に大量の雨、水分を含んでいた状態の中で、路肩に寄ったということではなくて、地盤が緩んでいる中で、トラクターの通行中に重みに耐え切れず崩壊したということで、決して路肩に寄っていたことが原因ではないと。すみません、ここにつきましては、表現が余り好ましくなかったと。今おっしゃるとおりであると認識しております。

○委員（植山利博君）

我々は現場の状況をつぶさには見ていないわけですので、その状況を見てとれるような説明をしていただかないと、議論が違う方向へ行く可能性があります。その辺は今後もあることですから、十分配慮してもらいたい。表現の仕方によっては受取方が違ってまいります。それと、こういう場合は、事故直後に市は現場に行かれたという理解でよろしいですか。

○農林水産部長（田島博文君）

今の市民生活課長が、当時、グループ長としておりましたので、グループ員と現場のほうに向かって、その後の通行止めなり、そういうことの処置をしております。

○委員（植山利博君）

であれば、そのとき事故現場の写真を撮られましたか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

写真も撮っております。

○委員（植山利博君）

であれば、我々に資料として添付をしていただければ、噛み合った議論ができると思いますので、

今後はそういう点にも配慮していただきたいと求めておきます。後でもいいですから、写真も見せていただければ有り難いと。委員長から求めていただきたいと思います。

○委員長（池田 綱雄君）

写真を出して頂きたいと思いますが、どうですか。

○農林水産部長（田島博文君）

おっしゃるとおり、現況がやはり口頭だけでは分かりにくい状況があるかと思います。後もって、現場写真等、こちらで保存している分につきまして、お渡しさせていただければと思っております。

○委員（有村隆志君）

事故現場はよく分かりました。あと、この中で治療費と慰謝料をお支払いになっておりますので、いつからいつまで入院されて、いつまで治療されたのかというところと、なぜ休業補償がつかなかったのか、そこら辺まで御説明ください。

○農林水産部長（田島博文君）

保険会社の資料ということで、お預かりしていますけれども、事故後、入院をされました。7月28日までが入院ということで、その後の治療が11月20日までが認定されております。その他、診断書代諸々で算定されているようでございます。休業補償について、直接、示談交渉した福山総合支所のほうでも、保険会社の算定した休業補償額については聴いていないようでございます。

○委員（有村隆志君）

後で後遺症があるのではないかと予想されるが、そこら辺の認定をされましたか。

○農林水産部長（田島博文君）

議案の中でもお示ししていますけれども、本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して140万2,211円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか、本市に対して請求は行わないものとするということで、示談交渉が成立している状況でございます。

○委員（植山利博君）

この内容で相手方も納得、理解されているという考え方でよろしいですね。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

そのように了解を得ております。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を交代します。

○副委員長（厚地 覺君）

委員長の職務を行います。

○委員（池田綱雄君）

先ほど来、話がある中で、私も感じたことを申し上げたいと思います。路肩に寄って壊れたというような表現があったのですが、3mの道路、路肩が50cmであればあとは2.5mしか残らないです

よね。この委員の中にもほとんどの人がトラクターに乗った経験を持っていると思います。私もトラクターを持っていますが、27馬力といえは相当大きなトラクターであって、タイヤとホーの間は2m近いのではないかと思います。そうしますと、私は、この事故は道路の真ん中を通過されたのではないかと。路肩部分に乗れば、路肩から落ちるのではないかなと。そういう意味で、今後、いろんな所で説明されると思いますので、路肩に寄ったので崩れたというような表現は良くないのかなと思いましたので、一言付け加えておきます。

○副委員長（厚地 覺君）

委員長を交代します。

○委員（有村隆志君）

怪我をされたということで、どこを怪我されたのか、どういう状況であったのか、御説明をお願いします。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

全身打撲、特に足に木が突き刺さりまして、貫通した状況でございます。落ちた際に目のほうを傷めていらっしやったということで、打撲があるということでお聴きしております。

○委員（有村隆志君）

目を怪我したとかであれば、交通事故の自賠責の査定からいけば、かなりの後遺症の部分が認められる部分ですよ。そこらの説明はあるべきであると思います。一応、これで示談されたということですので。だけど交通事故の査定からいくと100%の事故の場合は、休業損害なり、今後の後遺症がどれくらいあって、それが査定に出てくると思います。今回は、これで終わったということですので、やはり、そこまで含めて交渉に臨むべきであると思いますので、今後、その辺りも検討していただきたい。

○委員（木野田 誠君）

損害賠償という形で、140万2,211円のお金が出ることになったわけで、これは保険会社の関係ですけれども、市独自にこういう場合に見舞金というのはありましたか。

○農林水産部長（田島博文君）

見舞金制度は手元に資料がないので、詳細を御説明できないのですが、あったかと記憶をしております。ただ、今回の件について、その対象になるかどうかという、恐らく対象となっていないので、福祉サイドの災害等による部分で見舞制度があったと記憶しているのですが、該当にならなかったのではないかとこのように判断しています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第66号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時29分」

「再開 午前10時34分」

### △ 議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第67号、損害賠償の額を定め和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第67号、損害賠償の額を定め和解することについて説明申し上げます。本議案の内容につきましては、和解の相手方の住宅内へ汚水が流入したことに伴い発生した住宅及び家財の損害について、賠償額を定め和解しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

事故の概要につきましては、下水道本管から取付管までの間における勾配が十分に確保できない構造となっていたことにより、取付管部分に油脂が付着し、閉塞を起こしたため汚水が住宅内に逆流して、住宅及び家財に損害を与えたものでした。損害賠償の額については、251万4,194円と定め、和解しようとするものです。御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

議案提案までの相手方との交渉回数をお示してください。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

現地の確認が2回、示談内容の明細のやりとりが1回、示談の額を示したことが1回、示談書の押印の際に1回、合計5回です。

○委員（植山利博君）

損害調査日が7月29日となっています。事故日が4月29日となっております。約3か月間あるようですけれども、これだけ日にちがたって、現地調査が行われたという理解でいいですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

この損害調査日については、私どもが掛けております下水道賠償保険の保険会社が調査を調査会社に依頼しました、その最終確認日です。先ほど申しました2回の現地調査というのは市の職員が行ったもので、この7月29日というのは、私も同行いたしました。損保会社が調査会社に依頼し、現地を見てフローリングうんぬんとか、家屋内の被害を確認した日となっております。最終の金額を決める段階までに、そのような時間の差が生まれていると御理解いただければと思います。

○委員（植山利博君）

ということは、3か月たっていますから、ものを片付けて掃除をした後だろうと理解をします。それで現地確認を2回されていますけれど、最初の現地確認は何月何日ですか。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

現地確認は、1回目は4月30日です。2回目は次の週くらいに、家の中ではなくて、外の配管の状況とか現地の状況を私のほうで確認しています。

○委員（植山利博君）

1回目が、明るく日ということですので、当然の対応だろうと評価します。それで取付管までの間は宅地内ですか、それとも宅地外ですか。要するに閉塞が起こった所は宅地外であろうと思うのですけれど、宅地内ではないですよ。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

宅地内ではありません。道路の取付管です。

○委員（植山利博君）

宅地外の取付管部分は施工は市の責任だという理解をしていますが、それでいいですよ。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

取付管の宅地内は個人の方の責任で施工するという理解でよろしいですね。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

市が施工すべき取付管の宅地外の部分を、勾配が適切に取れずに閉塞したと。そのことによって、閉塞した部分から上の便器の所までが詰まってしまって、便器からあふれたという理解でよろしいですか。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

どの程度のあふれ方であったのかを知りたいんですけども、通常はトイレが流れなくなりますよね。いっぱいになると、どこか詰まったなと理解をするわけで、それ以上、水を流すことをやめるのではないかと思うんですが、最初に現地確認されたときに何リットルくらいの水が溢れたと思われましたか。

○下水道課工務G長（安田善郎君）

現地確認は、私は家の中には入れないものですから家の中に入っていないんですが、被害者のお話を聴きますと、あふれたのは1階のトイレです。1階のトイレがあふれる場合、もし詰まった場合は、おっしまったように、トイレが流れなくなると気付きます。このお宅の場合は、ほぼ2階で生活

されていらっしまったものですから、1回のトイレが流れなくなったことに気付かれないうまま、2階のほうの風呂とかトイレで水を流されて、それで、夜に1階に下りてきたときには、もうあふれていたという状況です。

○委員（植山利博君）

よく理解できました。市が施工すべき取付管の勾配が取れなかったということは、あつてはならないことだと思うんですけども、このことを踏まえて、ほかにこういうことがあるかどうかを検証するなり、確認するなりの対応は取られたものかどうかお示してください。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道工事につきましては、これまで特記仕様書に基づいて、業者のほうで適正に工事を行っている状況でございます。ただし、今回、このような事故が起きたことにつきましては、大変反省をしている次第でございます。このような事故は、被害に遭われた方にとりましては、お気の毒なことではあったんですけども、本当にまれにしか起きない事故でございます。これまでも起こったことはなくて、初めてでありまして、このような形で損害賠償ということになったことでございます。

○委員（植山利博君）

施工は業者がするわけですけども、勾配がどれぐらいの勾配で、配管をするときも写真を撮ったり、それを検証する手立てを市のほうに提出されると思うんです。それをチェックをしなければならぬ立場にあるわけです。何千件という中で、たまたま起こったということは理解するんですけども、一回起こったわけですので、今後、こういうことのないように、その検査なり検証の在り方をどのように考えられておられますか。

○下水道課長（池之上淳君）

このように勾配がとりにくい現場につきましては、本会議でもお話したんですけども、業者と連絡を密に取って、そういう現場があれば、施工方法について十分検討いたしまして、職員が立会いながら施工してもらうというような対策を取っていきたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

本管の位置が地面より何mで、支線ですから、それに対してどれぐらいの角度がなければいけないという基準があると思うんです。ここは、なぜその角度が取れなかったのか原因はなんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

通常、取付管の配管の太さは、大体直径10cmです。勾配を仕様書のほうで千分率で14‰という言い方をするんですけども、百分率であれば1.4%になります。ですから1mで1.4cm以上下がる勾配を取りなさいという基準にしております。今回については、施工当初は、それで十分いけたと思うんですけども、流していくうちにだんだん油とかがたまってきて、閉塞に至ってしまったのではないかと考えております。

○委員（有村隆志君）

今の説明だと基準はクリアしていたということですか。

○下水道課長（池之上淳君）

平成26年に工事をしております。その時点では問題がなかったと思います。この現場については、ちょっと掘れば水が出たりといった所もあり、締め固めとか、そういったものも十分にやっていたとは思いますが、その長い間に配管の勾配がたるんできてしまって、そこにたまったということも考えられるということでございます。

○委員（有村隆志君）

ということは、これまでの間に勾配がゆるくなって、そこにたまったという説明ですが、それを検証されたんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

その検証というのはできておりません。

○委員（有村隆志君）

ということは、詰まった場所がそこであったから、市が責任を取るという理解でいいですね。

○下水道課長（池之上淳君）

先ほど取付管の話があったんですけれども、本管から宅地に50cm入った所までを取付管という呼び方をしております。そこに責任分界点の柵を付けて、そこから本管側を取付管、市のほうの施工で、そこが詰まれば市のほうの責任、そして、その責任分界点から宅地のほうは、それぞれの家庭が頼んだ業者にやってもらって、そちらに責任を取ってもらうということで、今回の事故につきましては、その責任分界点の柵から本管までの取付管の部分で起きましたので、こちらのほうの責任と考えております。そこにつきまして、その部分に水がたまっていたところもあり、市の責任ということで、市のほうで賠償するという事にしました。

○委員（木野田 誠君）

今、いろいろ説明をしていただいているんですけれども、その配管は10cmぐらいですか。下水道については詳しくないんですけれど、10cmの管がなぜ詰まるのか。油でということでありませうけれども、油というのは人間の脂肪分の油なのか、例えば食用の油をトイレに流したのかなという考え方も出てくるわけなんですけれど、私どもが今やっているのは議案として上がってきて、この賠償金が正しいかどうかの判断をする場所ですから、ちょっと資料が不足していると思うんです。例えば詰まったのであれば詰まった所の写真も取られているはずであるし、その配管の勾配がどうこうのという話がありますけれど、その勾配の図面とか、我々が判断する材料が非常に不足していると思うんです。その辺をもうちょっと考慮してやっていただきたいと思うんです。それは要望しておきます。その10cmぐらいの配管が、果たして油で詰まるのかどうか、その辺を説明してください。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道につきましては、トイレの排水だけではなくて、風呂の排水、それから台所の排水も含めて全ての生活雑排水を流しております。それで台所から流れてくる油もございますので、そういったものが、長年、たるんだ所にたまっていって固まってしまって、閉塞したのではないかと考えて

おります。

○委員（愛甲信雄君）

長年と言われますが、5年くらいですよ。市内で一番古いのは、どれぐらいたっているのですか。

○下水道課長（池之上淳君）

平成8年から実施しておりますので、22年くらいたっています。

○委員（愛甲信雄君）

そうであれば、恐らく予備軍といったものも考えられるのではないですか。

○下水道課長（池之上淳君）

今回の場合につきましては、先ほどいいましたが、水が出やすい所ということ、本管がそれほど深くない所を通っているということ、本管からお宅までの取付管の長さが9m近くあって長いということ、それと御自宅の前の所に側溝が通っておりまして、その下を通っていかないといけないというようなことなど、いろいろな条件が重なって起きたのではないかと考えているところでございます。

○委員（木野田 誠君）

先ほど質問しましたけれども、詰まっている所の写真とか勾配の分かる図面とか、出せる資料がありましたら、出していただくようお願いします。

○上下水道部長（柿木安長君）

今、委員からありましたように、こちらで揃えている資料については出せると思うのですが、詰まった所の写真を、こちらで持っておりませんので、そのほかについては速やかに提出したいと思います。

○委員（木野田 誠君）

建物の賠償額の二百何万円とありますけれど、家財がどういうふうに傷んでいるのかとか、そういう資料はありますか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

今、おっしゃった部分につきましては、写真と現地を見た中で、こういうものがありましたと請求があったものです。使えないものが主です。資料の建物の部分がフローリングのやり替えです。その部分については、写真等をということでございましたので、被害状況の写真もごございます。当時、損保会社が依頼した調査会社と同行もしておりますし、素人目に見てもフローリングが膨らんでいる状況が分かりました。それぐらいの状況が起きていることは確認しております。資料の収容家財の部分につきましては家財道具、2階で生活されていらっしゃるというのが先ほどもあったと思うんですけれど、フローリングにおいてあったパソコン、あと、ソファー、カーテン、敷物といったものが全てだめになっていたと。同等品ということで明細をあげていただきましたけれども、それについては、保険会社のほうで、四、五年たっていた内容ですので、半分ぐらいはみましたと

というのが、お手元にある内容です。金額については、そういう内容で決めてあります。現地の状況を見て、その内容については損保会社が計算したということで、こちらもし談の際の数字として活用できるものとしております。ですので、写真等もございますので、後ほど出させていただきます。

○委員（木野田 誠君）

説明でよく分かりました。異臭が付着した部分の損害賠償とかは出ていないのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

先ほど申し上げた部分もあるんですけども、異臭がした部分は清掃で済ませてしまう形になります。現状復旧に当たりますので、それ以上のものは見ないです。例えば、異臭で体調を崩されて医療行為が行われたとか、そういうことの賠償が保険で認められるようであれば、そういうことはありえるのかなと思います。今回については、そういう賠償といったものは入っていません。現状を補てんする部分だけを数字で上げています。

○委員長（池田綱雄君）

出せる資料は全部出させていただきたいと思いますが、部長、どうですか。

○上下水道部長（柿木安長君）

そろっている資料については速やかに提出いたします。

○委員（植山利博君）

このお宅は新築からまだ四、五年のお宅だと思いますけれども、この額で御本人も納得したという理解でよろしいですよ。

○下水道課長（池之上淳君）

納得していただいております。

○委員（植山利博君）

それと復旧工事です。取付部分はもちろんきちっとやり直されたという理解をするわけですが、今後こういうことのないような施工をしたという理解でよろしいですね。

○下水道課長（池之上淳君）

やり直しの工事についてはこれから行います。現場については、職員がときどき行って、責任分界点の柵を確認させていただいて、水が溜まっていないというような状況は確認しながら、施工については今年度中には行う予定でおります。

○委員（植山利博君）

私は大分時間がたっているから施工された後かなと思っていましたけれど、まだやり直しの施工はしてなくて、メンテナンスをしながら、現在、トイレの排水は使える状況であるということですね。

○下水道課長（池之上淳君）

現在は、ちゃんと排水が流れておりまして、普通に使える状況でございます。

○委員（有村隆志君）

この現場は、多分近くでもほかの工事をされていると思うんですが、対策というのはそこだけで済むのか、それともほかにもあるのか、そこら辺はどういう認識ですか。

○下水道課長（池之上淳君）

まず、こういった汚水管のつまりということで、トイレのつまり等の御報告がお客様からありましたら、まず責任分界点の枘が溜まっているかどうかの確認をしていただくようお願いをしております。そこで溜まっているようであれば、市の職員が行って、取付管部分からあとのほうの詰まりだということで対応をするということにしておりますので、お客様方からのそういった御報告があつてからの行動になると思います。

○委員（有村隆志君）

一応、皆様には声を掛けてあるので安心だよということで理解したいと思います。こういった本管までの間の点検というのは通常しないということですか。それとも、その枘だけを見て、そこで溜まっていて、それが市に報告が来たら、市はそれに対応するというのでいいんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

最終の枘に溜まっていれば、こちらのほうで対応するというのでございます。

○委員（有村隆志君）

今後のことを考えて、そういうのは周知徹底されていると理解していいですか。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道につないでいただいた後に、市のほうで検査に行くんですけども、そのときに詰まりが起こった場合には、今のようなことを御説明しまして、最終枘が詰まっているようなときについては下水道課のほうへ、それが詰まってなくて中のほうであれば施工された業者さんか、または指定工事店のほうに御連絡してくださいというようなことはお伝えしております。

○委員（植山利博君）

ということは、溢れ出して家財が被害に遭ったり、フローリングにあふれ出すという事例はあまりないけれども、トイレそのものが詰まって水が流れなくなったと。それは取付管であったり、宅地内の個人の責任に帰すところであったり、そういう事例は、今までも結構あったという理解でいいんですか。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

今回は取付管の閉塞の事故でありましたけれど、通常、トイレが詰まったというのは、下水道課に連絡があつたり、業者さんにもあります。ただ、その主な原因としてはトイレ自体に何か詰まってしまったというのがほとんどですので、今まで、こちらの取付管自体が閉塞したというのは、ほぼないです。飲食店等でもありませんで、御家庭の通常の使い方をしていけば詰まることはありませんので、その説明は接続された検査のときに全て行っております。

○委員（植山利博君）

ということは、流したらいけないような新聞紙の塊だとかで詰まって流れなくなると、通常はも

う使わないわけです。そういう事例はあるけれども、こんなにあふれ出して被害を被ったという事例はないという確認をもう一回させてください。

○下水道課長（池之上淳君）

ございません。

○委員（木野田誠君）

参考までにお伺いします。パソコンとか、そういうのが傷んだということでありましたが、通常、雷が落ちて、パソコンとかファックスとかテレビとかの家財が壊れた場合、その場合、保険会社の査定は購入したときの価格で査定をしてくれるわけですがけれども、今度の場合はどうだったんですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

資料を見ていただければおおむね分かると思うんですが、価格が二分の一になっております。私が調べました中では、パソコン等においては8年程度の耐用年数だろうと。それでも半分は見られているというようなことです。半分はみますよと。新築の段階でほぼ購入されたものということも確認しておりますので、4年間で約半分の減価償却をみましたというのが、今回の保険の査定でございました。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第67号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時16分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第66号について発言の申出がありましたので、許可します。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

発言の訂正をお願いします。トラクター馬力を27と申し上げましたが、33馬力でした。それと慰謝料の件につきましても損害賠償のほうで算定を一部しておりますので、含んでいるということになっております。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時18分」

## △ 議案第60号 霧島市給水条例の一部改正について

### ○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第60号、霧島市給水条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

### ○上下水道部長（柿木安長君）

議案第60号、霧島市給水条例の一部改正について御説明申し上げます。令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律が施行され、指定給水装置工事事業者の指定に関し更新制が導入されることに伴い、当該更新に係る手数料について定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、水道工務課長が説明申し上げますのでよろしく御審査賜りますようお願いいたします。

### ○水道工務課長（上小園伸一君）

議案第60号、霧島市給水条例の一部改正につきまして、その概要を御説明申し上げます。令和元年10月1日に施行されます水道法の一部を改正する法律に、指定給水装置工事事業者の指定に関し5年の更新制が導入されます。この指定給水装置工事事業者制度は、水道事業者がその給水区域内において、給水装置を適正に施行することができると認められる者を、水道法の規定に基づき指定する制度です。現行制度は、新規の指定のみで有効期限は無制限となっており、平成8年の規制緩和により事業者数が大幅に増加しました。そのため、事業者の名称や所在地等の変更があった場合や、事業の廃止、休止、再開について実態の把握ができず、所在の不明な事業者が存在しています。また、優良業者ばかりでないことから、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、5年更新制が導入されるものです。法改正により従来の指定の要件を変更するものではありませんが、5年ごとに新規指定と同様の書類の提出を求め、指定基準に規定される要件を満たしていることや、研修等の受講の有無についても確認することとなります。その事務処理に係る時間や経費等により手数料を算出しましたので、今回、給水条例の手数料について定めるため、給水条例の一部改正を行うものです。以上で、説明を終わります。

### ○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

### ○委員（松枝正浩君）

指定業者が何社ぐらいあるのかお示してください。

### ○水道工務課長（上小園伸一君）

現在の市内指定店は146でございます。あと、県内が207、県外が38、合計391となっております。

### ○委員（松枝正浩君）

この10月1日の施行で、その適用を受けての今回の改正で、更新の手続きが始まるわけですが、その更新の最初に始まる時期はいつからか、お示してください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

更新の時期につきましては、水道事業者における更新に係る事務の平準化のため、指定を受けた年月日により期間に差を設けて、指定の有効期間について割り振りがされております。霧島市は合併のときに指定の取り直しを行っておりますので、指定の有効期間は2019年9月30日から3年間が一番短い有効期間となります。それ以降に指定を受けた指定店は4年から5年が有効期限となります。今回の更新手続につきましては、2022年4月に該当する指定店に更新の通知文書を発送し、同年6月末までに更新申請書を提出いただき、9月29日までに新指定証の発行、郵送を終える予定であります。

○委員（木野田 誠君）

課長の口述の中に、実態の確保ができずというところがあるのですけれども、この市内146社の実態の把握は完全にできているところですか。この中にできていないものがあるのですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

市内指定店については、全部把握できているところであります。

○委員（愛甲信雄君）

優良業者ばかりでなくと書いてありますが、例えばどのようなのが優良業者ではないということですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

市内で事業をされている指定店につきましては、悪質な業者というのはございません。全国的に見まして法外な料金を請求されたりということがあったり、あとは水道法に照らし合わせたときに規定されている材料を使っていなかったりということが考えられると思います。

○委員長（池田綱雄君）

あえて悪質などというのが書いてあるんですが、それは霧島市で工事をされる県外の業者があるということですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

先ほど申し上げましたが、市内業者ではそういう指定店はございません。ただ、今回の法改正に至った経緯として、そういう業者が全国的にはいるということで改正がなされたというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

指定要件に変化はないということですので、これまでの指定を受けるのに極端な強化されるような要件はなく、これまでと同様の程度の基準だという理解でよろしいですね。

○水道工務課長（上小園伸一君）

そのとおりでございます

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第60号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午前11時30分」

#### △ 議案第63号 霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について

##### ○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第63号、霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

##### ○建設部長（猿渡千弘君）

議案第63号、霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について御説明申し上げます。本条例は、現在、JR九州国分駅西口の駅前広場の市有地内に設置してある無料駐車場を有料化するために、駐車料金の徴収に関し必要な事項を定めようとするものでございます。現在、国分駅西口の駅前広場駐車場は、送迎用の駐車場として30分以内の利用としておりますが、長時間の駐車も多い状況にあることから、同駅の東口駅前広場駐車場と同様のロック式コインパーキングを設置し有料化することにより、東西駐車場の公平性と併せて公共交通の利用促進が図られるものと考えております。詳細につきましては、都市計画課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

##### ○都市計画課長（三島由起博君）

それでは、条例の詳細について、ご説明申し上げます。第1条では、趣旨、第2条では、名称及び位置について規定しております。第3条では、駐車することができる時間を午前0時から午後12時までとし、72時間以上連続して駐車することはできない旨を規定しております。第4条では、駐車料金について、「駐車時間が30分未満の場合は無料」、「30分以上1時間以内の場合100円」とし、「1時間を超える場合は、1時間以内の料金100円に、1時間を超えた部分の駐車1時間までごとに100円を加算した額」とそれぞれ規定しております。第5条から第6条までは、駐車料金の徴収方法と還付、第7条では、駐車場に設置する標識に表示する事項、第8条では、委任について規定しております。また、附則で、本条例の施行日について規定しております。なお、本条例の施行日は、今後、有料化にむけた整備を進め、年内の施行を予定しています。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

##### ○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

##### ○委員（松枝正浩君）

口述に長時間の駐車も多い状況とあるのですけれども、一番長いときでどのぐらいの期間、西口

のほうに駐車をされていたケースがあったのかお示してください。

○都市計画課課長補佐（小松弘明君）

長時間の時間までは記録としてはないところですが、1時間とか2時間以上停まっていた車があるということはあります。

○委員（植山利博君）

この条例制定に当たっての経過ですけれども、市民の方若しくはここを利用される方々から、特定の車が長時間にわたって停めてあるというような苦情なりがあったものかどうかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

平成26年、27年におきまして、1か月ほどの閉鎖を7回ほど実施しております。その実施後には、そういう長期の駐車される方は一時的には減少したところですが、国分駅のほうに苦情等がありまして、有料化などについて対応できないかといった要望を受けております。

○委員（有村隆志君）

徴収について、ロック板とか機械でやるのか、それとも人がやるのか。

○都市計画課長（三島由起博君）

国分駅東口に有料のコインパーキングがございますけれども、ああいった形での有料化を考えておりますので、人の配置は考えておりません。

○委員（有村隆志君）

10台設置ということでもいいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

10台の設置になります。

○委員（有村隆志君）

費用は一台につき、幾らぐらい掛かるのですか。総費用でも。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、この駐車場整備に関わる費用を700万円ほど計上しております。

○委員（植山利博君）

72時間以上連続して駐車することはできないというふうに規定しておりますけれども、これほどのような形で検証、チェックをされる予定ですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

基本的にコインパーキング式になりますので、料金を精算しない限りは、出庫できないというふうに考えておきまして、そのシステム上、例えば72時間の設定をするかどうかということもありますけれども、長期に駐車している場合につきましては、道路法上の規定の中で、当然チラシを入れるなど、指導しながら最終的な手続をすることになるかと思えます。

○委員（植山利博君）

趣旨はよく分かるのです。特定の人が長期にわたって駐車をすることは避けたいと。これはある

べき姿だと思うのですけれど。それをうたう以上は、今おっしゃったように何らかの形でチェックして、72時間以内に出しなさいよという、ある意味、強制的な指導なり、対応も求められると思うのですよね。そこは定期的に見回るか、何らかの形でチェックをするべきではないか、若しくは機械でそういう対応ができるようなシステムがあるのかどうか、そこを聴きたいのですけれど。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時40分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長（三島由起博君）

72時間のことにつきましては、その駐車場のシステム上で、こういった取組ができるかということとは再度確認したいと思います。それと、現在、西口の広場につきましても、シルバー人材センターのほうで見回り等をしていただいで、長期の駐車に対しては張り紙をするなどの注意喚起を行っていますので、それも併せて取り組みたいと思います。

○委員（木野田 誠君）

本会議の質疑のときに、身障者用はどうなるかという質問に対して、別途確保するということがありました。この別途というのは、別の場所に確保という理解でいいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

西口の駅前広場の中で場所を選定しまして、別途確保したいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

第6条の徴収料金の不還付の部分ですけれども、ただし、市長が特別の理由があると認めるときはその全部又は一部を還付することができるかとあるのですけれども、それはどのようなことを想定されているのかを示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

例えば、駐車場を利用されて、そのまま病院に行かれて入院されたとか、事故に遭われたとか、不測の事態が生じた関係で車を出庫できなかった場合とかが考えられるものですから、そういったケースといったことになります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第63号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時42分」

「再開 午前11時44分」

## △ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

### △ 議案第66号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第66号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

### △ 議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第67号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

### △ 議案第60号 霧島市給水条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第60号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

### △ 議案第63号 霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第63号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

## △ 議案処理

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

### △ 議案第60号 霧島市給水条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第60号、霧島市給水条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### △ 議案第63号 霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第63号、霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第63号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### △ 議案第66号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第66号、損害賠償の額を定め和解することについての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第66号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第67号、損害賠償の額を定め和解することについての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第67号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（愛甲信雄君）

資料をできるだけそろえて、分かりやすい説明をしていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

議案第66号及び議案第67号の損害賠償の額を定め和解することについてであります。道路の維持管理、それから下水道の事故等の責任が市に100%及ぶようなことについては、今後、十分な対応が求められると思います。豪雨後の道路状況、農道について地域の方々としっかり連携を取りながら、安全安心なまちづくりという観点からも、このような事故が再び起こらないような取組を求めたいと思います。それから、先ほども出ましたけれども、災害現場、若しくは事故等の議論をする場合に、写真であるとか、その状況の共通認識が持てるような資料を提出していただいで、噛み合った合理的な議論ができるよう執行部に求めたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 正 午」

「再開 正 午」

#### △ 所管事務調査 地域高規格道路 北薩横断道路（鹿児島空港・野坂 I C間）整備促進について

##### ○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務調査「地域高規格道路 北薩横断道路（鹿児島空港・野坂 I C間）整備促進について」を行います。この件につきましては、去る9月10日の本委員会事前協議の際に、木野田委員から国の関係機関へ意見書を提出してはどうかとの提案がございましたので、内容を確認し、取り扱いを協議したいと思います。木野田委員へ趣旨について説明を求めます。

##### ○委員（木野田 誠君）

北薩横断道路は、鹿児島空港から高尾野の国道3号までの路線になりますけれども、平成6年12月に計画路線となりまして24年が経過しております。その間、霧島市も含めて北薩空港幹線道路整備促進期成会というのが立ち上がっておりまして、沿線の首長、議長等が集まりまして議論をされてきております。この区間の中で、まだ全然、手が付いていないのが本市内だけであります。鹿児島空港から野坂インターチェンジ間が、まったく手付かずであります。このことに関しましては、市長も意見を申しておりますけれども、この区間の整備促進決起集会が8月24日にみそめ館で実施されましたが、これを機に、霧島市議会も早期着工を要望していかなければならないというふうに感じておりますので、この件について御協議いただきたいと思います

##### ○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。御意見はありませんか。

##### ○委員（蔵原 勇君）

大事なことだと思うのですが、鹿児島空港から野坂インターチェンジ間は、どのくらいの距離ですか。

##### ○委員（木野田 誠君）

今、持ち合わせの資料の中で距離は分かりませんが、感覚的には5kmは超えるのではないかと思います。

##### ○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時04分」

「再開 午前 0時06分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。この件について、議提として提出することの採決、あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

この道路は70kmにわたる非常に重要な高規格道路として位置付けがなされていると思います。既に供用開始がなされている部分や事業化になっている部分もあるということです。空港から野坂インターチェンジ間も早期着工して、この道路が1日でも早く全線開通するような取組が求められていると思いますので、これを議提として今議会に提出をしていただきたいと思います

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

採決すべきという意見がございました。採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。それでは、地域高規格道路北薩横断道路（鹿児島空港・野坂IC間）整備促進についての意見書の提出について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。地域高規格道路北薩横断道路（鹿児島空港・野坂IC間）整備促進については、別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、地域高規格道路北薩横断道路（鹿児島空港・野坂IC間）整備促進については、全会一致で別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定しました。ただいま、意見書を提出すべきものと決定しましたので、産業建設常任委員長名で意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、別紙の案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。提出先については、意見書案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長が致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 0時08分」

「再 開 午前 0時10分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。特になければ「産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。

#### △ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、その他として何かありませんか。

○委員（植山利博君）

今回、道路の崩落の事故があったわけですけれども、崩落の危険性のあるような箇所のチェックと言いますが、道路の安全対策、安全確保のための現地調査を、これを機会にすべきではないかという思いがありますので、今後、検討していただきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 0時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄